

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和2年11月10日

東京都作業部会確認年月日 令和2年11月11日

事業名 サイクリング村における飲食提供等業務委託

案件名 同上

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること		本事業は、サイクリング村※における選手団等への飲食提供に係る委託業務である。 よって、大会に必要な経費として、平成29年5月31日の大枠の合意に基づき、パラリンピック経費の4分の1相当額を東京都が負担する事項である。	※当該施設は、オリンピックでは「サイクリング村」、パラリンピックでは「トラックサイクリングアコモデーション」として運営。
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		本事業は、大会運営の一環として実施する事業であり、組織委員会が一元的に実施した方が効率的かつ効果的といえる。	
経費の内容等が必要性(必要な内容、機能かなど)、効率性(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること	必要性	本事業はサイクリング村内での飲食提供業務を委託する事業であり、大会の運営には必要である。	
	効率性	本事業は、施設の既存事業者を活用することで、必要となる機器、調理器具等の調達にかかる経費を最小限に抑えられるとともに、通常時のオペレーションなど事業者の知見や衛生教育を受けた従業員の活用等、効率性の確保に努めている。	
	納得性	組織委員会は、本事業について、同施設の通常時の食事価格と比較しても適正であるとしており、一定の納得性は担保される。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		本事業は、パラリンピック実施に当たり必要な事業であり、公費負担の対象として適切といえる。 また、発注金額がV4予算内に収まっていることを確認した。	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。